⑹　特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の35）

⑺　監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（金商法第193条の２第６項）

（注１）　なお、以下の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の２第１項第１号及び第２号）

・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の２第１項第３号）

（注２）　上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。（金商法施行令第38条の２第１項ただし書）

３　課徴金の対象となる行為及び課徴金額（開示関係）

開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法20条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（本文82頁参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

現行の主な対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

⑴　有価証券届出書を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条）

課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する募集・売出し等について適用。

⑵　虚偽記載のある有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）により募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の２、旧金商法第172条）

課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

㈱　平成20年12月12日以後に提出される発行開示書類について適用。
改正前の課徴金額は、募集・売出総額の100分の１（株券等は２）。

⑶　有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出しない行為（金商法第172条の３）

課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は400万円）（四半期報告書・半期報告書の場合はその２分の１）

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

⑷　虚偽記載のある有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出する行為（金商法第172条の４、旧金商法第172条の２）

課徴金額：600万円又は発行者の時価総額の10万分の６のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその２分の１）

（注１）　平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。
改正前の課徴金額は、300万円又は発行者の時価総額の10万分の３のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその２分の１）。

（注２）　継続開示書類に係る虚偽記載については、平成17年12月１日以降に提出された有価証券報告書等が対象。
なお、平成18年11月30日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした発行者に対する課徴金額は、200万円又は発行者の時価総額の10万分の２のいずれか大きい額と定められている。

（注３）　「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）により、虚偽記載のある四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成20年４月１日以後に開始する事業年度から適用。

⑸　公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第172条の５）

課徴金額：買付総額の100分の25

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる買付け等について適用。

⑹　虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第172条の６）

課徴金額：買付株券等の時価合計額の100分の25

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。

⑺　大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第172条の７）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の１

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に報告期限が到来するものについて適用。

⑻　虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第172条の８）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の１

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に提出されるものについて適用。

⑼　特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法172条の９）

課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

⑽　虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の10）

課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合
募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）
ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合
イ）の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。